

校舎及び屋内運動場の保有総面積に対する危険面積の比率は、毎年低くなり、危険建物の改築が計画的に実施されていることを示しているが、今後も、危険建物の解消が図られることにより危険面積の比率は、更に低くなるものと想定される。

普通教室数が標準学級数より不足する学校は、郡部より人口急増地域の多い市部において、多くみられるが、この傾向は、今後も続くものと想定される。

特別教室数は、一部の特別教室を除き、漸増する傾向を示しており、今後、更に増加するものと想定される。

屋内運動場の保有率は、学校の統廃合による学校数の減少、屋内運動場の新設等に伴い、毎年高くなる傾向を示しており、今後、更に高くなるものと想定される。

前述の想定に基づき、昭和60年度までには、木造の校舎及び屋内運動場を計画的に解消するよう努めるとともに、危険建物の改築を推進するよう努める。

また、人口急増地域における普通教室数が標準学級数より不足する学校を解消するため、校舎の新增築を図るよう努めるとともに、学級数に応じた特別教室数及び総面積を十分に確保するよう努める。

更に、分校の屋内運動場保有率は、本校と比較すると、極めて低いので、分校のおかれている自然的、地理的諸条件を踏まえ、屋内運動場もしくはそれに代わるべき地集会室の設置を促進するよう努める。なお、分校への屋内運動場もしくはへき地集会室の設置に当たっては、将来の分校統廃合等を十分に考慮する。

(2) 設 備

理科教育等設備の充実率は、毎年高くなり、整備充実が促進されていることを示しているが、今後、整備が図られることにより、充実率は、更に高くなるものと想定される。

教育機器の保有率は、種類によって大きな較差があり、特に、VTR及びLLの保有率が極めて低く、未整備であるが、今後、整備されるものと想定される。

前述の想定に基づき、理科教育等設備を更に整備するよう努めるとともに、未整備の教育機器を整備充実するよう努める。なお、教育機器の導入に当たっては、整備計画を作成し、それに基づき、計画的な導入を図るとともに、教育機器を効果的に活用するため、その研究・開発を積極的に推進する。

第4項 教育内容・方法と指導体制

1. 現状と課題

(1) 教育目標

教育目標は、それぞれの学校が、地域や児童の実態に基づいて設定し、それが実現のため意図的、計画的な教育活動を開催しているものである。その内容をみると、「健康な子ども」を設定している学校が88%で最も多く、次に「よく考える子ども」が65%、「努力する子ども」、「明朗な子ども」が56%となっている（表2-2-17）。

のことから、各学校では児童の知・徳・体の調和のとれた望ましい発達をめざして、教育経営を推進していることがうかがわれる。